

志布志訪問看護リハビリステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人左右会が開設する志布志訪問看護リハビリステーション(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者(以下「看護師等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある者(以下「利用者」という。)に対し、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「指定訪問看護」という。)の必要を認めた療養者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- ①名 称 志布志訪問看護リハビリステーション
- ②所在地 鹿児島県志布志市志布志町志布志1丁目13番1号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者(看護師) 1名
管理者は、事業所の従業者の管理および指定訪問看護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- ② 看護師等 2.5名以上
理学療法士、作業療法士または言語聴覚士 必要数
看護師等(准看護師除く)は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。理学療法士、作業療法士または言語聴覚士(以下、「理学療法士等」という。)は、当該計画書及び報告書を看護師等(准看護師除く)と理学療法士等が連携して作成し指定訪問看護等の提供に当たる。
- ③ 事務員 1名以上
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 日曜日から土曜日までとする。ただし、1月1日～1月3日は原則として休みとする。
- ② 営業時間 午前8時から午後5時30分までとする。ただし、利用者の状況によってはこの限りではない。
- ③ 電話などにより24時間常時連絡が可能な体制をとるものとする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- ① 病状、障害の観察
- ② 清拭、洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事、排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防、処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル、在宅酸素等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置及び在宅療養上必要な援助

(利用料等)

第7条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護負担割合証の負担額とする。

- 2 通常の実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費は、徴収しないものとする。
- 3 利用料の詳細については、利用者又はご家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、志布志市の区域とする。

(緊急時の対応方法)

第9条 看護師等は 訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは必要に応じて、臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(苦情処理)

第10条 管理者は、提供した指定訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について、関係法令及び厚生労働省が策定したガイドラインを遵守し適切な取り扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供においては、利用者並びに当該家族の同意を予め文書により得るものとする。

(記録の整備)

第13条 事業所は、会計・経理・従事者・施設等に関する書類及び通所者に対する訪問看護サービス提供に関する諸記録を整備し、利用者に関する記録はその完結の日から5年間保存するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等の観点から虐待の発生、又は再発を防止するため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

① 虐待を防止するための委員会の設置、指針の整備、担当者を定め従事者に対する研修の実施

②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

③その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所の従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報するものとする

(身体拘束等の禁止)

第15条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
 - ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備
 - ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施

(感染症・災害に関する事項)

- 第16条 事業所は、感染症対策の強化、業務継続に向けた取り組みの強化、災害への地域との連携した対応の強化をしていくため、次の措置を講ずるように努めるものとする。
- ① 感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等し対策の強化を行う。
 - ② 感染症や災害が発生した場合であっても必要なサービスが継続的に提供できるよう体制を構築する観点から業務継続に向けた経過などの策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を行う。
 - ③ 非常災害対策で地域住民の参加が得られるように連携に努めるものとする。

(ハラスメントに関する事項)

- 第17条 事業所は、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の債務を踏まえつつ、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するために方針の明確化等の必要な措置を講じていく。

(その他運営に関する重要事項)

- 第18条 事業所は、看護師等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- ① 採用時研修は、採用後2カ月以内に行う。
 - ② 継続研修は、年2回以上行う。
- 2 看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 看護師等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人左右会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 18 年 4 月 1日から施行する。

この規程は、平成 21 年 12 月 1日から施行する。

この規程は、平成 25 年 7 月 21日から施行する。

この規程は、平成 27 年 7 月 1日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1日から施行する。

この規程は、平成 28 年 5 月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4 月 1日から施行する。